

意見書案第11号

消費税増税の中止を求める意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出する。

平成28年12月 2日

取手市議会議長

佐藤 清 殿

提出者 取手市議会議員 遠山 智恵子

〃 〃 関戸 勇

消費税増税の中止を求める意見書（案）

政府は、2017年4月予定の消費税率10%引き上げを2年半延期し、2019年10月に実施することを決定した。8%増税によって国民は苦しめられ続け、戦後初めて2年連続で個人消費がマイナスになった。物価上昇と年金・医療・介護など社会保障費負担増のダブルパンチで家計は悲鳴をあげている。大企業の業績がよくなれば、やがて暮らしや中小業者に回ってくると言うが、いくら待っても、国民に恩恵はなく、貧困と格差が広がるばかりである。このような状態で消費税10%への増税を延期しても、国民の暮らしや地域経済は好転するはずがない。消費税増税路線、アベノミクスの破たんは明らかである。

消費税は、所得の少ない人ほど負担が重く、貧困と格差を拡大する根本的な欠陥を持つ税制である。消費税10%への引き上げはきっぱり中止し、日本国憲法が要請する応能負担原則に則った税制の確立を求める。

消費税増税ではなく、大企業や富裕層を優遇する不公平税制をただすべきである。軍事費や不要不急の大型公共工事への歳出を減らし、暮らしや社会保障、地域経済振興優先に税金を使い、内需主導で家計をあたためる経済政策をとるべきである。そうすれば、社会保障制度の拡充も、財政再建の道も開かれる。

よって、国においては、下記の事項の実施を強く求める。

記

1、消費税10%への引き上げは、きっぱり中止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月 日

茨城県取手市議会

提出先 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 財務大臣